

日本防犯設備協会ホームページ バナー広告掲載規定 第3版

公益社団法人 日本防犯設備協会
第3版 平成27年5月25日

(目的)

第1条 本規程は、日本防犯設備協会ホームページに掲載する広告（以下、バナー広告）の掲載に関する事項を定める。

(広告掲載基準)

第2条 日本防犯設備協会ホームページに掲載するバナー広告は次の基準を満たすものとする。

- (1) 広告主は公益社団法人 日本防犯設備協会（以下、「当協会」）の会員またはそれに準ずるものとする。
- (2) 防犯設備等に資するものでなければならない。
- (3) 関係諸法規を遵守したものでなくてはならない。
- (4) 公序良俗に反するものであってはならない。
- (5) 日本防犯設備協会ホームページの運用に支障のないものでなければならない。

(情報内容の責任の所在)

第3条 掲載された広告内容についての一切の責任は広告主が負うものとし、情報掲載の結果当協会が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任は広告主が負うものとする。

(掲載の可否の判断)

第4条 掲載の可否の決定権は当協会の運営企画会議にあるものとし、運営企画会議が掲載することが不相当と判断した場合には、広告主に理由を述べずに掲載を拒否することができるものとする。

(規程の運用)

第5条 本規程の運用は次のとおりとする。

- (1) 本規程の一切の運用及び解釈は、運営企画会議が行う。
- (2) 法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、または社会情勢等の変化に伴い、本規程を改定する場合は、運営企画会議で協議し当協会の運営幹事会の承認を得て改定するものとする。

(免責事項)

第6条 日本防犯設備協会ホームページに掲載された広告内容についての一切の責任は広告主が負う。これらに関する内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について、当協会は一切保証せず、利用者の責任によって行うものとする。インターネット上には、サイトを閲覧しただけでも閲覧者のパソコンなどがウイルス感染する可能性があることなどが一般的に知られているが、これらのことも含めて、利用者の方の判断と責任によって行うこととする。

また、当サイトよりリンクされている別サイトでの内容には当サイトは一切関知しない。当サイトおよびリンクされている別サイトの利用によって生じたトラブル・損失・損害は一切責任を負わないこととする。

(広告掲載枠等)

第7条 バナー広告掲載枠は広告ページ、位置に応じて運営企画会議が指定する。

掲載期間は1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月とする。

掲載に当たっては、次の通り制限事項・優先順位等を設ける。

- (1) 継続掲載・掲載位置は運営企画会議で決定し、原則として掲載期間中は掲載位置の変更はしないものとする。ただし、掲載終了前に掲載位置に空きが生じた場合に限り、変更できるものとする。
- (2) 掲載場所に空きが無い場合は、運営企画会議で掲載広告を決定する。
- (3) 広告掲載募集枠は、10枠以内とする。ただし、同一の者が同時に2か所以上の枠に広告を掲載することはできない。

(広告規格等)

第8条 バナー広告は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 大きさ 縦52ピクセル×横173ピクセル
- (2) 形式 静止画GIF又はJPEG形式とし、アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するのは不可とする。

(広告掲載料金)

第9条

- (1) 広告掲載料金は、1ヶ月10,800円(消費税込み)とする。
- (2) 広告掲載料金は、掲載開始月の前月末日までに当協会の指定する口座に広告掲載期間分の費用を一括で振込むものとする。入金の確認ができない場合は原則、掲載しないものとする。
- (3) 広告掲載料金の振込先口座等については原則、掲載開始月の前月の15日までに審査の結果と併せて案内する。
- (4) 入金済の広告掲載料金はいかなる場合でも広告主に返金しないものとする。

(掲載申込から広告掲載までの流れ)

第10条 掲載申込から広告掲載までの流れは次のとおりとする。

(1) 広告主は掲載申込書(様式1)及び掲載原稿を当協会事務局広報担当まで電子メールで送付する。(宛先:info@ssaj.or.jp)

受付期間は、掲載開始月の前々月の15日(必着)とする。ただし、15日が土日又は祝日の場合は前営業日(必着)とする。

(2) 運営企画会議で審査後、原則として掲載開始月の前月15日までに審査の結果を広告主に報告する。

(3) 掲載を決定した広告は、原則として広告掲載料金の入金確認後、掲載開始月の1日から所定の場所に掲載し、掲載期間が満了した翌日に掲載を終了する。

ただし、掲載開始月の1日、2日が土日の場合は、3日目の月曜日から掲載する。

(掲載広告の定期的監視)

第11条 掲載広告の定期的監視を運営企画会議事務局担当が15日に1回行うこととする。

(掲載広告の強制的掲載削除)

第12条 広告掲載後であっても広告掲載基準に反すると判断した場合は、強制的に削除できるものとする。

(その他)

第13条 本規程に定めのないものについては、必要に応じて運営企画会議がその都度定めることとする。

広告掲載枠はいずれも掲載期間保証型広告とし、掲載期間内のバナークリック数や掲載商品の売上げなどを保証しないものとする。

附則

本内規の第3版は、平成27年5月25日から発効する。

【制改訂履歴】

第2版 平成26年10月6日

変更点

①第2条(1) 会員でなければならない → 会員またはそれに準ずるものとする。

②掲載期間の6ヶ月を追加

③広告費10,800円を、消費税抜き表示に変更

第3版 平成27年5月25日

変更点

①広告掲載料金を消費税込み価格へ変更。

②その他の誤字脱字の修正

以 上